太陽光発電装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象とした太陽光発電装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」 に規定する次の機材である。

①パワーコンディショナ及び系統連系保護装置

説明:系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱は含まない。

2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3)納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。